われている。

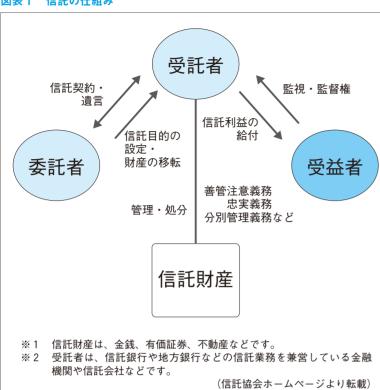
能とも言われる)

信託財産の独立性

信託財産は、原則として、

受託

図表1 信託の仕組み



に基づいて資産の管理を行うもの 託者や投資顧問業者等からの指図 資産管理型信託は、受託者が委 主なものとして、 信託財産額は、592. 投資信託な

> と、金銭信託が95・7兆円と1・ 6兆円(前年同月末比31・0兆円 主な内訳を前年同月末比で見る 5・5%増)となっている。

と0・6兆円減、投資信託が11 8兆円増、年金信託が42・0兆円 1兆円と8・

> 増となっている。 託が261・8兆円と16 · 5兆円

③資産流動化型信託

権の信託、不動産の信託がある。 動化を図り、原資産所有者が資金 減)となっている。 同月末比1・5兆円減、2・5% 信託財産額は、58・5兆円(前年 調達を行うためのもので、 資産流動化型信託は、 資産の流 金銭債

っている。 円と1・9兆円減、不動産の信託 売掛債権の信託など)が32・5兆 が25・3兆円と0・4兆円増とな 主な内訳を前年同月末比で見る 金銭債権の信託(貸付債権、

調達の方法として利用されており なお、 企業の財務の改善や資金 資産流動化型信託は、 金

平成25年4 61

新しい信託の活用例

「改正信託法」)により、 義務の合理化や、 平成18年の信託法改正 受益者の権利行 受託者の 以下、 融商品取引法などに基づく当局の 託業務の兼営等に関する法律、 加えて、信託業法や金融機関の信 ら、信託法で課せられる義務等に 忠実義務・分別管理義務である。 さらに、信託銀行等が受託者の 受益者等を保護する観点か 金

務の内容は、次のとおりである。 信託法における主な受託者の義 等の開始決定を受けた場合であっ ない。例えば、受託者が破産手続 者、委託者の倒産等の影響を受け

信託財産は破産財団等に属

監督を受けることになる。

しない(信託法25条)。

善管注意義務 信託の目的に従って「善良な管

管理をしなければならない 法29条2項)。 管理をしなければならない(信託 理者の注意」をもって信託財産の 受益者のため忠実に信託財産の (信託

分別管理義務

と分けて管理しなければならな 産)や他の信託財産に属する財産 (信託法34条)。 信託財産に属する財産と固有財 (受託者自身が保有している財

処理を委託した場合における第三 義務(信託法37条)等のさまざま 帳簿等の作成・報告および保存の 者の選任・監督義務(信託法35条) な義務が課されている。

信託の受託状況

について、 分類のほか、 信託協会では、信託の受託状況 信託財産の種類による 信託の機能に着目し

その中でも、

最も重要な義務と言

われているのが、善管注意義務・

まざまな義務が課せられている。

ることから、信託法において、

さ

受託者は信託財産の名義人とな

(信託法23条)。

制執行等を行うことができない

債権者は、信託財産に対して、

強

また、委託者や受託者に対する

平成25年3月末における信託の

(信託法33条)、 信託事務

> てきている。 を、3月末および9月末に公表し た信託の機能別分類に基づく計数

りである(図表2)。 受託概況のポイント 次のとお

資産運用型信託

このほかにも、受託者には、公

7兆円減、年金信託が35・8兆円 7 兆 円 がある。信託財産額は、121・ ので、合同運用指定金銭信託など の裁量により資産の運用を行うも が53・2兆円と4・3兆円増とな と2・0兆円増、有価証券の信託 と、金銭信託が27・6兆円と0・ の金銭信託、有価証券の信託など 主な内訳を前年同月末比で見る 資産運用型信託は、受託者自ら 4・1%増)となっている。 (前年同月末比4・8兆円

動産の信託は、信託機能を活用し 用されている。 て不動産の流動化を行うために利 売掛債権を流動化するために、 有する貸付債権や企業が保有する 金銭債権の信託は、金融機関が保 不

月末で812兆円となり、平成20 まな分野で信託の活用が進んで 去最高水準となっており、 年5月末の806兆円を超える過 月以降も増加を続け、平成25年8 信託財産の総額は、